

議案第54号

地域集会所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 墨田区長 山本 亨

地域集会所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、墨田区地域集会所設置条例（昭和57年墨田区条例第8号）及び墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）で設置している地域集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
立川集会所	東京都墨田区京島一丁目38番1号 一般財団法人墨田まちづくり公社 理事長 山本 亨	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
寺島集会所	同上	同上
千歳集会所	同上	同上
八広中央集会所	同上	同上
曳舟集会所	同上	同上
押上集会所	同上	同上
東向島集会所	同上	同上
八広一丁目集会所	同上	同上
東墨田うめぞの集会所	同上	同上

横川三丁目集会所	同上	同上
江東橋集会所	同上	同上
一寺言問集会所	同上	同上
業平三丁目集会所	同上	同上
立花四丁目集会所	同上	同上
京島第一集会所	同上	同上
京島第二集会所	同上	同上
なりひら神明橋集会所	同上	同上
太平四丁目集会所	同上	同上
東あずま公園集会所	同上	同上

(提案理由)

墨田区地域集会所設置条例及び墨田区立公園条例で設置している地域集会所の指定管理者を指定する必要がある。